

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和2年3月19日(2020.3.19)

【公表番号】特表2019-517952(P2019-517952A)

【公表日】令和1年6月27日(2019.6.27)

【年通号数】公開・登録公報2019-025

【出願番号】特願2018-555940(P2018-555940)

【国際特許分類】

B 6 0 C 9/00 (2006.01)

B 6 0 C 9/08 (2006.01)

B 6 0 C 9/04 (2006.01)

D 0 2 G 3/48 (2006.01)

【F I】

B 6 0 C 9/00 C

B 6 0 C 9/08 D

B 6 0 C 9/04 D

D 0 2 G 3/48

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月7日(2020.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

円周方向(X)、軸方向(Y)、及び半径方向(Z)の3つの主方向を定め、トレッド(3)を載置するクラウン(2)と、2つの側壁(4)と、2つのビード(5)とを備え、前記側壁(4)の各々が前記ビード(5)を前記クラウン(2)に接続し、さらに、少なくとも1つのビードワイヤ(6)のところで前記ビード(5)の各々内に固定されかつ前記側壁(4)内を前記クラウン(2)まで延びているカーカス補強部材(7)と、前記クラウン(2)内で円周方向(X)に延びてありかつ前記カーカス補強部材(7)と前記トレッド(3)の間に半径方向に配置されたクラウン補強部材又はベルト(10)と、を備え、ラジアルカーカス補強部材と呼ばれる前記カーカス補強部材(7)は、撲り合わされて、らせん構造体を形成するNマルチフィラメントストランド(20a、20b、20c)を含むナイロン織物諸撲糸(30)で全体又は一部が構成されているラジアル織物レインフォーサと呼ばれる実質的に半径方向に指向した補強要素によって補強されたゴムマトリックス又は組成物の形態のカーカスプライと呼ばれる少なくとも1つのプライを有する、航空機用ラジアルタイヤ(1)であって、

- Nは2よりも大きく、

- 各ストランドのTiで示されるカウント数は180texよりも大きく、

- 各ストランドのTe₁で示される引張強さ75cN/texよりも大きく、

- 各ストランドのAr₁で示される破断伸びは14%よりも大きく、

- 各諸撲糸のTe₂で示される引張強さは60cN/texよりも大きく、

- 各諸撲糸のAr₂で示される破断伸びは18%よりも大きく、

- 各諸撲糸のAr₂で示される破断伸びは18%よりも大きい、

ことを特徴とするタイヤ。

【請求項2】

Nは3又は4に等しい、
請求項1に記載のタイヤ。

【請求項3】

T_iは200texよりも大きい、
請求項1又は2に記載のタイヤ。

【請求項4】

T_{e1}は80cN/texよりも大きい、
請求項1ないし3のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項5】

A_{r1}は16%よりも大きい、
請求項1ないし4のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項6】

前記ナイロンはナイロン6又は6-6である、
請求項1ないし5のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項7】

T_{e2}は65cN/texよりも大きい、
請求項1ないし6のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項8】

A_{r2}は20%よりも大きい、
請求項1ないし7のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項9】

前記各諸撚糸のらせん角度は22°よりも大きい、
請求項1ないし8のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項10】

前記ラジアルカーカス補強部材(7)は、複数の半径方向に重ね合わされたカーカスプライを有し、

前記重ね合わされたカーカスプライの数は、3から10の範囲である、
請求項1ないし9のいずれか1項に記載のタイヤ。